

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：勝浦町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	98.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.2%
全職員	89.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	98.8%
本庁係長相当職	90.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	98.5%
26～30年	93.1%
21～25年	86.6%
16～20年	109.5%
11～15年	113.1%
6～10年	104.8%
1～5年	88.9%

【説明欄】

- ① 医療職給料表（1）が適用される職員については、他の給料表が適用される職員に比べて給与水準が高いことから、集計の対象外とした。
- ② 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、会計年度任用職員（パートタイム）については、勤務時間が週3日以上かつ週15時間30分以上の者を集計対象とした。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。